

日本放送協会の業務規程に係る意見

放送法の一部を改正する法律（令和6年法律第36号。以下「改正法」という。）附則第4条第1項の規定に基づき、日本放送協会が提出した「番組関連情報配信業務の実施に関する規程」（以下「業務規程」という。）の内容が、改正法による改正後の放送法（昭和25年法律第132号。以下「改正放送法」という。）第20条の4第2項第3号に適合しているかどうかについて、日本放送協会の番組関連情報配信業務の競争評価に関する検証会議（以下「検証会議」という。）を通じて検証した上で、以下のとおり意見を整理した。

【業務規程の内容が改正放送法第20条の4第2項第3号に適合しているかどうかに関する意見】

- 業務規程については、一定の制約の下で策定されたものであるが、おおむね改正放送法の規定に適合していると考ええる。
- 今の時点においてはできる範囲での業務規程の特定をしていただいているというように思うし、検証評価のプロセス自体についても大きな疑義が提起されるものでもなく、改正放送法に適合しないというようなものではない。
- 業務規程は、おおむね改正放送法の求める公正な競争の確保に適合している。
- 業務規程について、公正競争に適合していると考えている。
- 業務規程を補完するという重要な意味を持つ回答が日本放送協会から明確に示されたことも踏まえると、現時点でこの業務規程が、改正放送法に適合しないような瑕疵や問題があるとは考えてない。
- サービスの具体像がわからず、調査自体の評価も難しいため、現時点では競合サービスに対する影響はないと判断することは難しい。
- 現時点において日本放送協会自身の検証の手順をたどった結果として、業務規程の内容について改正放送法の規定に適合するものと判断する。

【番組関連情報配信業務の実施に関する意見】

（公正な競争環境及びメディアの多元性について）

- 公共放送の業務、特にインターネット配信が拡大するという傾向は、諸外国の例からも十分に考えられる。日本放送協会においても今回の番組

関連情報配信業務が過度に拡大しないよう十分な配慮が求められる。

- 日本放送協会の業務は、国民の知る権利に奉仕し、メディアの多元性を損なうことなく、むしろそれを促進・補強するものであるべきである。今回の検証に限らず日本放送協会の業務全体においてこの点に注意を払う必要がある。
- 取材に基づく情報を日常的かつ恒常的に発信しているメディアが全国各地に複数存在しつつ、国民の「知る権利」に奉仕していくことが求められている。このようなメディアの多元性を確保するためには、日本全国向けのメディアによるジャーナリズムだけでなく、地域ジャーナリズムを維持することが重要である。日本全国の状況と、ローカルメディアを含めた地域での状況を十分にかつ継続的に情報を収集し、番組関連情報配信業務のメディアの多元性の確保への影響について検証していく必要がある。
- ローカルメディアを含むメディアの多元性の確保に向けて、日本放送協会と民間放送事業者及び新聞社等が相互に補完することを含めて協力関係を構築するというアプローチも考えられる。

(番組関連情報配信業務の具体的な実施方法について)

- 今回の検証を通じ、具体的に実施する番組関連情報配信業務に関して、「外部プラットフォームを原則として利用しない」、「メディアの多元性と公正な競争の確保に支障を及ぼす過大な費用は計上しない」、「誤受信防止措置は、特にフリーライドの防止について実効性のある措置を講じる」、「『大型スポーツ大会番組関連情報』は、オリンピック・パラリンピックに限定する」、「ネットオリジナルのコンテンツを配信しない」等の原理原則が日本放送協会から示されたことは極めて重要である。これらの原理原則は業務規程を補完するものであり、今後の評価のポイントにもなる。

(外部プラットフォーム等の利用、その他周知広報について)

- 特に、家庭教育・福祉の分野の情報伝達について日本放送協会への期待は大きい。高齢者、障がい者、家庭にいる方、情報弱者にどう情報が届くようにするか、今後も周知広報を工夫していただきたい。

(費用について)

- 番組関連情報配信業務を、今後定点観測的に評価していくにあたっては、番組関連情報配信業務を含む、配信関連の費用がどの程度で推移するかについても着眼点になりうると考えられる。

- 放送法の改正に伴う配信業務の見直しを受けて関連予算の全体像が見えにくくなっているため、今後も引き続き予算について丁寧な説明が必要である。

(誤受信防止措置及び契約勧奨について)

- フリーライドを抑止するための実効性のある誤受信防止措置を講じることは非常に重要である。消費者保護の観点にも配慮した上で、受信料制度への理解を深めてもらうことも重要である。
- 特定必要的配信を受信するには、受信契約を結ぶことが放送法で定められている。本来は受信契約を締結する義務があることを踏まえ、消費者が番組関連情報配信サービスを利用開始した段階で、ナッジなどの手法などを含めて、受信契約に向けた措置について検討していくことも重要である。
- 誤受信防止措置等の整備にあたっては、視聴者の判断を誤らせるおそれのある、いわゆるダークパターンではないかとの疑念を招くことのないよう、慎重に検討を進めていただきたい。
- 誤った操作により契約締結義務が発生してしまうことへの対応や、解約手続き等については、国民利用者の関心事であるため、十分な検討の上で、丁寧な説明を行っていただきたい。

【「公正な競争の確保」を維持するための取組に関する意見】

(今後の競争評価・検証の進め方について)

- 今後、番組関連情報配信業務やその影響を評価するために必要なデータの収集・補完を適切に実施していただきたい。特に、同業務の開始前後の変化を捉えることが重要であり、時系列データを積み重ね、定点観測を可能にするための調査設計・データ収集を行っていただきたい。
- 今回の検証の場での議論も踏まえ、日本放送協会は番組関連情報配信業務等の内容を具体化し、業務を開始することになるが、今回の検証において指摘されたポイントを踏まえて、日本放送協会自身が業務について競争評価を行い、検証することを要望する。その際には、ローカルメディアへの影響も含めて丁寧に調査・検証を行うことを求める。
- 現時点では、開始するサービスの内容や、誤受信防止措置などの取組等が明確になっておらず、これからサービス開始に向けて、業務規程の内容の具体化が進むものと考えられる。そのため、サービス開始までの期間を含めて今後も、適切なタイミングで検証を行っていくことが重要。総務省においても、行政側の立場から、適切に取り組んでいただきたい。

- 業務規程の内容に関し、検証等を通じて確認できた事項については、日本放送協会のルールやガバナンスに反映していくことが望ましい。公正な競争環境の維持の観点からは、周知広報のあり方について今後より詳しい説明が必要である。今回の検証を踏まえ、業務規程の内容を補完する文書の作成・公表についても検討していただきたい。
- メディア・技術環境の急速な変化に対応するために、今後も業務規程と番組関連情報配信業務のあり方を見直すことが想定されるが、見直しにあたっては同業務の効果に関するデータを収集し、エビデンスとして活用していくことが望まれる。

【日本放送協会の業務全般に関する意見】

- 今後もインターネットによる配信を行うことも踏まえた番組制作と、国内どこにいても同じ情報を得ることができる環境整備にご尽力いただきたい。

以上のとおり、改正法附則第4条第1項の規定に基づき、日本放送協会が提出した業務規程の内容について、検証会議では学識経験者及び利害関係者である構成員から多くの意見が述べられたが、改正放送法第20条の4第2項第3号に適合していないとする意見は見られなかった。

ただし、検証会議においては、構成員から番組関連情報配信業務の実施に関する意見や、「公正な競争の確保」を維持するための取組に関する意見などが表明された。日本放送協会が番組関連情報配信業務を実施するにあたっては、検証会議における構成員からの意見も踏まえて、メディアの多元性の確保を含む「公正な競争の確保」に向けて取り組んでいただきたい。

以上

※ 参考資料

- ・ 検証会議第1回から第3回までにおいて、日本放送協会及び（一社）日本民間放送連盟から提出された資料
- ・ 検証会議第1回及び第3回の議事要旨